

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 55(オ)978	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	損害賠償	原審事件番号	昭和 53(ネ)1666
裁判年月日	昭和 57 年 9 月 7 日	原審裁判年月日	昭和 55 年 7 月 15 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集第 36 卷 8 号 1572 頁		

判示事項	闘犬の襲撃による幼児の死亡事故につき飼主に飼育場所を提供しかつ日常飼育に協力していた者が民法七〇九条の不法行為責任を負うとされた事例
裁判要旨	闘犬の飼主が危険防止のための十全の措置をとらないため右闘犬の襲撃による人身事故等が連続していることを知りながら、飼主に対して飼育場所を提供し、かつ、日常飼育に協力するなど多大の便益を提供していた者が、飼主が不在のためみずから右闘犬の保管に当たつていながら、第三者が右闘犬を容易に連れ出せる程度の施錠装置しかない犬舎を路上に置いたまま漫然外出し、その間に飼主の雇人が酒に酔つて右犬舎から闘犬を連れ出したため、右闘犬が幼児を襲い死亡させた場合には、右便益の提供者は、右事故につき民法七〇九条の不法行為責任を免れない。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p><u>上告代理人北島孝儀の上告理由について原審が認定した事実は、要するに、(1)一審被告Dは上告人方居宅前の犬舎で闘犬用の土佐犬を飼育していたところ、昭和五〇年三月二二日午前一一時ころ、Dの雇人のEが、直前に清酒二合ほどを飲んで酔っていたにもかかわらず、Dが不在であり、そのため同人に代り保管にあたっていた上告人も所用で外出している間に、右犬舎から本件土佐犬（雄三歳体重約五〇キログラム）を連れ出したため、おりから闘犬大会に備え特別に訓練を受けて興奮しやすい状態にあつた右土佐犬が、附近路上を通行中の被上告人らの長男F（当時二歳）を襲い、同人を死亡させるという本件事故が発生した、(2)闘犬用の土佐犬は、体格や体力が通常の飼犬とは比較にならないほど強力で性格も犢猛であつて、その管理については他人の生命身体等に危害を加えることのないよう格段の注意を払わねばならないのに、飼主のDは従前からこれを怠り、本件事故に至るまですでに少くとも一〇回にわたり、同人飼育中の土佐犬が通行人や他人の飼犬を襲う事故がくりかえされていた、(3)上告人は、Dが右のような危険な飼育管理をしていることを知りながら、自己の所有にかかる居宅の一部を右土佐犬の飼育場所として提供し、犬舎の掃除、餌の準備、D不在中の保管などを担当して、同人のする土佐犬の飼育に協力していた、(4)Eは前にD及び上告人に無断で土佐犬を連れ出したことがあり、上告人が外出中犬舎の施錠を十分にしておかないと、Eが本件土佐犬を連れ出し事故を起す危険があつたのに、上告人は、本件土佐犬の入つていた犬舎を差込錠一個があるだけで誰でも容易に犬を連れ出すことが可能な状態で路上に置いていた、という</u></p>

ものであるところ、右事実の認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし正当として是認することができる。右事実関係のもとにおいては、上告人は、他人の生命身体に危害を加える可能性の大きい闘犬について、その飼主が危険防止のための十全の措置をとらず事故が続発していることを知りながら、その飼育の場所を提供し、かつ、日常その飼育に協力するなど飼主のため多大な便益を提供していたのであるから、少くともみずから右闘犬の保管にあたる場合においては、右の便益の提供の結果として生じる他人の生命身体に対する危険の発生を防止すべき高度の注意義務を負っていたものといえるところ、Eを含む第三者が容易に本件土佐犬を連れ出せる程度の施錠装置しかない犬舎を路上に置いたまま漫然外出した上告人には、右の注意義務の違反があるものというべく、同人はFの死亡につき民法七〇九条の不法行為責任を免れないものと解するのが相当である。これと同旨の原審の判断は正当であつて、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 横井大三 裁判官 伊藤正己 裁判官 寺田治郎 裁判官 木戸口久治)

※参考：判例タイムズ 479 号 79 頁、判例時報 1055 号 45 頁